

協議会だより

「放課後児童対策パッケージ」二〇二六」発出

二〇二五年二月二十六日付で、子ども家庭庁成育局長、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長の連名通知「放課後児童対策パッケージ二〇二六」について」が発出されました。

以前は中長期的なプランが立てられていましたが、少子化・人口減少の流れのなかで、二〇二四年度以降は単年度のパッケージが発出されています。

「放課後児童対策パッケージ二〇二六」(以下「パッケージ」)では、「女性の就業率の伸び等を踏まえれば、登録児童数は二〇三〇年頃に約一六五万人でピークを迎えると

推計され」として、放課後児童クラブの新たな受け皿整備の目標を掲げています。

また二〇二三年二月に待機児童対策として掲げた「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整(マッチング)」にひきつづき取り組むとしたうえで、具体的な内容が示されました。

「場の確保」には、「中長期的な視点に立つと、新たな施設整備は維持することへの負担が想定される」「(余裕教室や特別教室等が活用できない場合は)、低学年の普通教室のタイムシェアも検討することが望ましい」ことが、既存の方策に加えられています。

「人材の確保」には、「シルバール人材センターとの連携」「放課後児童クラブ等の魅力向上」「放課後児童支援員認定資格研修の推

進」が、既存の方策に加えられまし

た。「放課後児童クラブ等の魅力向上」は人材確保や認知度の向上などに資する広報素材の作成、「放課後児童支援員認定資格研修の推進」は、受講者と認定資格研修を実施する都道府県等の負担軽減のため、国がオンデマンド研修教材や修了テストを開発することです。

このような動向について、ここでは今月号の特集「学童保育指導員の仕事ってなあに?」とも連動して、「人材の確保」に関わって、全国学童保育連絡協議会(以下、全国連協)の考えを述べます。

子どもが多様な年齢層の方々とふれあうことは、多様な価値観にふれ、多様な関わりが保障されることではあるものの、学童保育の役割を果たすことを考えると、事業の根幹を担う有資格者の配置が大前提であって、「シルバール人材センターとの連携」による担い手の確保では、根本

的な解決にはなり得ません。

「人材の確保」の解決策を、「資格の取得方法を容易化する」方向に求める自治体も出てきています。これでは保育の質の確保そのものが困難になりますし、子どもの命と安全を守るという学童保育の役割を揺るがしかねません。

二〇二六年度予算案閣議決定。予算案年度内成立は困難か……

二〇二五年一月二十六日、二〇二六年度の予算案が閣議決定されました。

通常、閣議決定された予算案は一月に召集される通常国会に提出され、多くの場合、三月末までに新年度予算が成立します。ただし二〇二六年一月三日に衆議院が解散したことで、二〇二六年度予算案の年度内の成立はむずかしいと報道されています。

以下、これも家庭庁公表の「予算案の概要」から、学童保育に関わる内容を紹介します。

◆「放課後児童クラブの受け皿整備の推進等」の当初予算額には、二七五億円の内数が計上されています。二〇二五年度の当初予算額と比較すると、一四〇億円の増額です。

なお内数とは、その補助金が一つの事業に使われるものではなく、複数の事業に使われる場合に用いられる用語です。つまり、二七五億円の全額が学童保育に使われるわけではありません。ちなみに二〇二五年度の運営費等は二七四億円、施設整備費は八七億円でした。

学童保育への国の補助金は、必要経費の二分の一を保護者が負担することを前提に決められており、残りの二分の一を、基本的には国・都道府県・市町村（特別区を含む）が三分の一ずつ負担しています。

二〇二二年、二〇二三年の予算の執行状況を見ると、国が確保した運

営費や施設整備費などの予算を、自治体が十分に活用していない実態もあり、結果として不用額（歳出予算の経費の金額のうち、結果として使用する必要がなくなった額）が生じていました。

不用額が多い事業は、財務省による予算の査定で「減額」「事業の見直し」が行われることがありますが。

◆人件費に関わる変更点は、放課後児童支援員の「キャリアアップ処遇改善加算に新たな区分を設定」です。各区分の補助基準額（案）はつきのとおりです（いずれも年額）。

*一年目（の放課後児童支援員を配置した場合）一三万二〇〇〇円

*二年目（概ね経験年数三年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者）一九万八〇〇〇円（新設）

*五年目（概ね経験年数五年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した者）二六万三〇〇〇円

*一〇年目（概ね一〇年以上の放課後児童支援員で事務所長「マネジメント」的立場にある者）三九万四〇〇〇円

なお一支援あたりの上限額は九二万九〇〇〇円です。

◆予算案には「人事院勧告等を踏まえた、放課後児童支援員等の人件費単価の引き上げ」もあげられています。具体的な金額が示されるのは例年三月から四月頃です。これも家庭庁の説明では、人事院勧告の引き上げ分が指導員の賃金を含む運営費に反映されるのは二年遅れであるとのこと、二〇二六年度は二〇二四年度の人事院勧告が反映されることになりません。

二〇二三年以降、最低賃金が大幅に引き上げられています。働き手にとって朗報であるものの、学童保育では最低賃金に近い金額で働く指導員も多く、運営主体はパート・アルバイト職員の時給の見直しに迫られています。

全国各地の学童保育連絡協議会を通じて情報収集を行ったところ、指導員と保護者が長い時間をかけて指導員の仕事の中身をたしかめ、

行政・議会の理解も得ながら、常勤職員としての雇用を確立してきた地域でも、時給換算すると最低賃金に近い金額で働いていることがわかりました。指導員に求められる職責は重いものであるにもかかわらず、こうした現状は大きな問題です。

予算案や「パッケージ」を見ても明らかのように、国から示される施策は、学童保育本来のあり方とは乖離していたり、現場の実態が反映されていないことがありま

す。

私たち学童保育関係者には、あらためて「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」放課後児童クラブ運営指針「についての理解を広げ、各種の補助事業を改善させ、活用していくことが求められています。今後も、地域学童保育連絡協議会と共に情報収集を行い、実態を検証し、課題解決の手立てを考え、改善に向けた取り組みを進めていきます。